附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）の施行の日から施行する。

（寄託に関する事務の終了）

第二条　家庭裁判所は、非訟事件手続法及び家事事件手続法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十三年法律第五十三号。次項及び附則第四条において「整備法」という。）第三条の規定による廃止前の家事審判法（昭和二十二年法律第百五十二号。附則第四条において「旧家事審判法」という。）第十五条の七又は第二十五条の二の規定による金銭の寄託に関する事務を行う必要がなくなったときは、当該事務を終了させるものとする。

2　家庭裁判所は、整備法第百四十一条の規定による改正前の人事訴訟法（平成十五年法律第百九号）第四十条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による金銭の寄託に関する事務を行う必要がなくなったときは、当該事務を終了させるものとする。

（裁判官の分限事件手続規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条　この規則の施行前に申し立てられた分限事件の手続については、なお従前の例による。

（人事訴訟規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条　整備法の施行前に旧家事審判法第十八条第一項の規定により申し立てられた調停に係る事件については、家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二号）第二百五十七条第一項の規定により申し立てられた調停に係る事件とみなして、第十六条の規定による改正後の人事訴訟規則第六条の規定を適用する。

最高裁判所長官　竹﨑　博允

告　示

○国土交通省告示第七百八十五号

社会医療法人雪の聖母会から聖マリア病院へリポートの施設変更許可申請があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十三条第二項において準用する同法第三十八条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年七月十七日

国土交通大臣　羽田雄一郎

一　申請者の氏名及び住所　社会医療法人雪の聖母会　福岡県久留米市津福本町四百二十二番地

二　空港等の名称及び位置　聖マリア病院へリポート　福岡県久留米市

三　変更しようとする事項（変更前の事項については、平成二十三年国土交通省告示第百八十七号を参照。）

イ　標高　八十九・二メートル

ロ　進入区域　第二図のうち、イ、ロ、ヘ、ホ及びイ並びにハ、ニ、チ、ト及びハの各点をそれぞれ順次に結んだ線で囲まれた台形の区域

ハ　進入表面　第二図のうち、着陸帯の二辺（イロ及びハニ）に接続し、かつ、水平面に対し上方へ八分の一のこう配を有する平面であって、その投影面が進入区域と一致するもの

ニ　転移表面　第二図のうち、進入表面の斜辺（イホ及びニチ並びにロヘ及びハト）を含む平面及び着陸帯の二辺（イニ及びロハ）を含む平面であって、着陸帯の中心線を含む鉛直面に直角な鉛直面との交線の水平面に対するこう配が進入表面又は着陸帯の外側上方へ二分の一であるもののうち、進入表面の斜辺を含むものと当該斜辺に接する着陸帯の二辺を含むものとの交線（イヨ及びニカ並びにロヌ及びハル）、これらの平面と水平表面を含む平面との交線（タヨ、ヨカ及びカワ並びにリヌ、ヌル及びルヲ）及び進入表面の斜辺（イタ及びニワ並びにロリ及びハヲ）又は着陸帯の二辺（イニ及びロハ）により囲まれる部分

ホ　水平表面　第二図のうち、空港等の標点の垂直上方四十五メートルの点を含む水平面のうち、この点を中心として半径二百メートルで描いた円周（レの線）で囲まれた部分

四　変更しようとする事項に係る施設の供用開始の予定期日　平成二十五年一月一日

